

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管 理 職

- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ いじめを許さない姿勢
- ・ 風通しのよい職場
- ・ 保護者・地域等との連携

いじめ防止委員会

【定期開催】

- ◇ 構成員
 - 校長、教頭、事務長、人権・同和教育主任
 - 生徒指導主事、進路指導主事
 - 各学部、科、寄宿舍代表
- ◇ 役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針作成、見直し
 - ・ 年間指導計画の作成
 - ・ 校内研修会の企画、立案
 - ・ 調査結果、報告等の情報の整理、分析
 - ・ いじめが疑われる案件の事実確認、判断
 - ・ 要配慮児童生徒への支援方針

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ対策委員会

未然防止

- ◇ 学習指導の充実
 - ・ 学びに向かう集団づくり
 - ・ 意欲的に取り組む授業づくり
- ◇ 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ 学級活動、ホームルーム活動の充実
- ◇ 教育相談の充実
 - ・ 面談の定期開催
- ◇ 人権教育の充実
 - ・ 人権意識の高揚
 - ・ 研修会等の開催
- ◇ 情報教育の充実
- ◇ 保護者・地域との連携
 - ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・ 懇談会の実施
 - ・ 学校行事への参加の呼びかけ

早期発見

- ◇ 情報の収集
 - ・ 教職員の観察による気づき、情報提供
 - ・ 相談、訴え
(児童生徒、保護者、地域等)
 - ・ アンケートの実施 (定期)
 - ・ 各種調査の実施
 - ・ 面談の定期開催
(児童生徒、保護者等)
- ◇ 相談体制の確立
 - ・ 相談窓口の設置、周知
- ◇ 情報の共有
 - ・ 報告経路の明示、報告の徹底
 - ・ 職員会議等での情報共有
 - ・ 要配慮児童生徒の実態把握
 - ・ 進級時の引継ぎ